

(設置)

第 1 東京都地域がん登録事業の円滑かつ効果的な運営及び登録の精度向上を図るため、東京都地域がん登録事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 委員会では、次の事項について検討する。

- (1) 地域がん登録事業の運営について
- (2) 地域がん登録事業の評価等について
- (3) その他必要な事項について

(構成)

第 3 委員会は、次にあげる者のうちから、福祉保健局長（以下、「局長」という。）が委嘱又は任命する委員をもって構成する。ただし局長が検討事項上必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係医療機関
- (3) 関係団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 東京都職員

(任期)

第 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠席の時は代理の出席を認める。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第 5 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を招集し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 6 会議は公開する。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。

(部会)

第 7 委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は委員長が指名する委員又は委員長が指名する者のうちから保健政策部長が別に依頼又は任命する委員をもって構成する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 8 委員会の事務局は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課が担当する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。